

(趣旨)

第1条 この内規は、学校法人札幌学院大学の役員に支給する役員報酬（以下「報酬」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 報酬は、理事長、常務理事、理事及び監事に支給する。

(報酬額)

第3条 報酬額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長の報酬額は、月額500,000円とする。
- (2) 常務理事の報酬額は、月額教員本俸40号俸の18%とする。
- (3) 教職員の理事の報酬額は、月額教員本俸40号俸の10%とする。
- (4) 監事の報酬額は、年額300,000円とする。

(兼務者の支給)

第4条 前条第2号に定める者が事務局長を兼ねる場合には、常務理事の報酬額と教職員理事の報酬額との差額を支給する。

2 前条第3号に定める者が学校法人札幌学院大学給与規程第10条に定める職務手当支給対象職を兼務する場合は、報酬額と職務手当のいずれか高い方を支給する。

(月の途中で異動した場合の支給)

第5条 役員が月の途中で異動（就任・退任等）した場合における役員報酬の支給は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月の10日迄に就任したときは月額、11日から25日までに就任したときは月額の2分の1の額を支給することとし、26日以降に就任したときは翌月から支給する。
- (2) 月の10日までに退任したときは月額の2分の1、11日以降に退任したときは月額を支給する。
- (3) 教職員の理事が月の途中で異動した場合は前各号によらず、在任期間に応じた日割り計算とする。

附 則

この内規は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和62年1月28日から施行し、昭和61年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成3年2月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成3年7月30日に施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成11年5月31日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年5月31日から施行する。

## 学校法人札幌学院大学役員退任慰労金支給規程

平成2年9月5日  
制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌学院大学(以下「学園」という。)の役員の退任慰労金(以下「退任慰労金」という。)の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(受給者)

第2条 退任慰労金の受給者は、学園の理事及び監事とする。ただし、理事のうち専任教職員については、この規程を適用しない。

(支給額)

第3条 退任慰労金の支給額は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 理事長在任期間 1期につき 200万円
- (2) 専務理事在任期間 1期につき 200万円
- (3) 前2号以外の役員の在任期間 1期につき 30万円

2 前各号に定めるほか、在任中の功績、期間、職務内容等を勘案し、理事会の決議を経て前項に定める慰労金の支給額を限度として、特別功労金として加えることができる。

(在任期間の計算)

第4条 役員在任期間の計算は、役員となった日の属する月から退任又は死亡した日の属する月までの引き続いた期間をいう。

2 前項に規定する在任期間の計算は、3年をもって1期とし、端数が生じる場合は1年以上をもって1期とすることができる。

(退任慰労金の支給)

第5条 退任慰労金は、法令によるものをその退任慰労金から控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

2 退任慰労金は、退任(死亡)後2か月以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 前条に規定する遺族の範囲及び順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者とする。

(退任慰労金の支給制限)

第7条 役員が学校法人札幌学院大学寄附行為第15条第1号又は第3号の規定により解任された場合は、退任慰労金を支給しない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行時に在任する役員の在任期間は、役員就任時から通算した期間とする。

附 則

この規程は、平成11年5月31日から施行する。

## 役員の会議出席に伴う旅費等支給内規

平成12年5月1日  
制定

(趣旨)

第1条 この内規は、学校法人札幌学院大学（以下「学園」という。）の役員が学園の理事会及び評議員会等の会議出席に伴う旅費等の支給に関し、必要な事項を定める。

(役員等の範囲)

第2条 前条に定める役員とは、学校法人札幌学院大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第6条に規定する者並びに理事長が特に必要と認め招集する者とする。ただし、理事長及び専務理事並びに学園の専任教職員の理事は、この内規を適用しない。

(会議の範囲)

第3条 第1条に定める会議とは、寄附行為第16条に規定する理事会及び寄附行為第23条に規定する評議員会並びに理事長が特に必要と認めた会議等とする。

(旅費等の種類)

第4条 旅費等の種類は、交通費、日当及び宿泊料とし、次の基準により支給する。

- (1) 交通費は、路程に応じ往復に要する実費相当額とする。
- (2) 日当は、1日当たり6,000円とする。
- (3) 宿泊料は、実費相当額とする。ただし、学園が必要と認めたときは一泊につき15,000円の定額支給とすることができる。

(評議員への準用)

第5条 寄附行為第20条に規定する評議員が第3条に定める会議に出席する場合の旅費等の支給は、前条を準用する。ただし、旅費等の支給については、その居住地にかかわらず一会議につき10,000円を限度とする。

2 理事が評議員を兼務する場合において理事会及び評議員会が同一日に開催されるときは、理事の旅費等による。

3 学園の専任教職員の評議員には、この内規を適用しない。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、常任理事会が行なう。

附 則

この内規は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。